

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例				
条 例 番 号	平成18年神奈川県条例第67号	法規集	第5編第4章第5節		
所 管 室 課	環境農政局環境部資源循環推進課				
条 例 の 概 要	廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全することを目的とし、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応や脱炭素社会の実現に向けた施策の実施が求められており、プラスチックの資源循環等の重要性がより一層高まっている。また、廃棄物の不法投棄や不適正処理は、大規模かつ悪質な事案も発生しており、依然、その根絶には至っていない状況である。本条例は、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	令和3年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと等を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、各主体の責務規定を追加する等の改正を行った。また、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、不適正処理に関する調査等の求めに応じることで、不適正処理の早期発見・早期対応が図られており、有効に機能している。			条例改正 令和4年7月29日
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を義務付け、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する施策を効果的・効率的に推進することを図っている。また、本県における不適正処理のほとんどを占める排出事業者による自社産業廃棄物の保管に焦点を当てて届出を義務付けており、効率的に機能している。			
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の政策の基本方向「循環型社会づくり」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。				

	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	本条例は、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全するためのものであり、憲法・法令に抵触しない。	
	その他		
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	理 由 等 現行条例の運用上の課題はなく、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	